

人材紹介に関する基本契約書

株式会社（以下「甲」という。）と株式会社和希コンサルタント（以下「乙」という。）とは、人材の紹介に関する契約を下記の通り締結する

第1条（目的）

甲は乙に、甲の採用に関して求人票を提出し、乙は求人票に基づき人材を紹介する（以下「本件業務」という）こととする。

第2条（人材の紹介）

乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介する。

第3条（採用）

1. 甲は、乙が前条により紹介した求職者（以下、「応募者」という）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の内定を決定する。
2. 甲は前項に基づき内定を決定した場合、乙及び応募者に対して内定を決定した事実を確認する書面（以下、「内定通知書」という）又はこれにかわる文書等を交付する。

第4条（紹介手数料の発生）

人材紹介手数料（以下、紹介手数料）は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

紹介手数料は、採用決定者の採用初年度換算分の30%（消費税及び地方消費税別）とする。ここでいう「採用決定者の採用初年度換算分」とは、該当者に支払われる採用初年度予定年収（通勤費を除く全ての諸手当、及び賞与を含む）ものとする。

第5条（支払条件）

甲は乙の請求に対し、この請求額を採用決定者の入職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業の場合、前営業日）までに乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

第6条（紹介手数料の返還）

1. 採用決定者が甲に入社後、自己都合により3ヶ月以内に退社した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を採用決定者の退職日より25日以内に返還するものとする。

- ・入社後 10日以内に退社：紹介手数料の100%
- ・入社後 2ヶ月以内に退社：紹介手数料の50%
- ・入社後 3ヶ月以内に退社：紹介手数料の25%

但し、甲の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる退社の場合はこの限りではない。

2. 乙は、甲より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認し、採用者が退職した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。なお、退職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介できる状況の場合は、甲乙合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

3. 甲が紹介手数料を支払う前に採用者が退職した場合、甲は返還に該当する金額を減額して支払うものとする。

第7条（本件の報酬額の見直し）

1. 採用決定者の入社後に、甲と採用決定者が採用決定時に締結した雇用に関する契約（以下「本件雇用契約」という）に含まれない業務が発生した場合、または、本件雇用契約に定めた時間を越えて労働時間を定める必要が生じた場合、甲、乙および採用決定者は、協議の上、新たな賃金の額その他の労働条件を決定し、本件雇用契約を変更する。

第8条（機密情報等）

甲および乙は、本件業務の遂行のため知り得た業務上の機密情報および個人情報（以下「機密情報等」という）について厳に機密を保持し、本件業務の目的にのみ使用し、第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとする。また本条は本契約の終了または解約後といえども有効とするものとする。

3. 甲および乙が管理する機密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、機密情報等の受領者が負担する。

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

甲および乙は、本契約の違反、事故、その他自己の責めに帰すべき事由によって、相手方に損害を及ぼした場合には、相手方の被った直接かつ通常の損害について賠償するものとする。

本契約の有効期間は、契約日から満1年とする。ただし、期間満了1ヵ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、以後も同様とするものとする。

本契約に定めない事項およびその解釈に疑義を生じた時は、甲および乙は信義誠実の原則に従い協議のうえ決定するものとする。

甲および乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者を以下「反社会的勢力」という）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

2. 甲および乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙が本条に基づき本契約を解除した場合、被解除当事者は何ら賠償を請求せず、また、解除当事者に生じた損害を賠償しなければならない。

本契約、覚書に関連して生ずる権利義務に関する訴訟については、乙の有料職業紹介事業の許可所在地を管轄する裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2023年5月24日

印

印